

(7074、7075、7076)

平成 24 年版 聞くだけ宅建Ⅰ～Ⅲ
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 7 月 3 日
株住宅新報社
書籍編集部
TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
Ⅱ 法令上の制限 オリジナルミニテキスト		
P15 下 4 行目	都道府県知事	都道府県知事 等
P16 上 8、9 行目	都道府県知事	都道府県知事 等
P17 上 8 行目	都道府県知事	都道府県知事 等
P67 下 5 行目	都道府県知事	都道府県知事 等
P68 下 1～3 行目	ただし、個人がその住所を有する市町村の区域外にある農地、採草放牧地についてこれらの権利を取得するときは都道府県知事	削除
P80 上 6、7 行目	当該土地が <u>所在する市町村長</u> を経由して都道府県知事に	当該土地が 町村の区域内に所在する場合 にあっては当該町村の長を経由して都道府県知事に、 市の区域内に所在する場合 にあっては 当該市の長 に
P107 上 7、8 行目	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
P113 上 8 行目	<u>2</u> 億円以下	1.5 億円以下
P117 下 1～4 行目を右のように変更	※ 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の「土地」の登記で、「売買による所有権の移転登記」は 1.5% 、「所有権の信託登記」は 0.3% に税率が軽減される（同法 72 条 1 項）	
Ⅲ 宅建業法 オリジナルミニテキスト		
P12 下 3 行目	法定代理人	法定代理人（ 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。 ）
P44 下 5 行目の次に右の記述を追加	(iii) 津波災害警戒区域内にあるときは、その旨 (以下、カッコ内のローマ数字を 1 ずつ繰り下げ)	